

綾瀬市公認キャラクター認定要綱

(目的)

第1条 綾瀬市の歴史、風土、環境、産業、行事等に基づいて作成されたキャラクターを「綾瀬市公認キャラクター」（以下「公認キャラクター」という。）として認定し、イベント等で使用することで綾瀬市の魅力を市内外にPRし、市の知名度を向上させるなど、有効な活用を図ることを目的とする。

(対象の要件)

第2条 この要綱において対象となるキャラクターは、新規又は既存を問わず、次に掲げる項目の全てに該当しなければならない。

- (1) 企業や個人の利益に偏ることがなく、市全体の利益を目的として有している。
- (2) 既存のキャラクターについては、その目的に沿った活動実績を有している。
- (3) キャラクターの成り立ちが、市の歴史や文化、風土に反しない。
- (4) 明確な管理団体が存在し、その目的においても一企業や個人の利益に偏らず、公的なものである。

(種類)

第3条 公認キャラクターの種類は次のとおりとする。

- (1) イラスト
- (2) 着ぐるみ（関連グッズ含む）
- (3) その他市長が適当と認めるもの

(認定委員会の設置)

第4条 市長は、公認キャラクターの認定に関する事項等を審議するために、綾瀬市公認キャラクター認定委員会（以下「認定委員会」という。）を設置する。

(認定委員会)

第5条 認定委員会の構成は、次のとおりとする。ただし、市長がキャラクターの目的に関連する業務に携る職員の意見が必要と判断した場合は、その業務を所管する部長職にある者を委員として任命できるものとする。

- (1) 副市長
- (2) 企画に関する業務を所管する部長
- (3) 産業に関する業務を所管する部長

2 認定委員の任期は、当該職の在職期間とする。ただし、臨時に任命された職員の任期については、当該キャラクターに関する審議が全て終了するまでとする。

3 認定委員会は必要に応じて、開催するものとする。

(認定委員会の所掌事項)

第6条 認定委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

(1) 公認キャラクターの認定に関すること。

(2) その他公認するために必要な事務。

(公認の可否)

第7条 市長は認定委員会による審議を経て、公認の可否を決定する。

(申請)

第8条 認定を受けようとする者は、綾瀬市公認キャラクター認定申請書(第1号様式)に必要書類(資料等)を添付した上で申請を行うものとする。

(認定)

第9条 市長は、前条の規定による認定委員会の審議が全て終了したときは、遅滞なくその結果を申請者に通知(第2号様式)するとともに、認定した場合は綾瀬市公認キャラクター認定書(第3号様式)を交付する。

2 市長は、公認キャラクターとして認定した物及び所有する団体について綾瀬市公認キャラクター登録台帳(第4号様式)を作成するものとする。

(認定の表示)

第10条 認定を受けた者は、市内外のイベント等でキャラクターを使用する際には、公認キャラクターであることを表示しなければならない。

(経費等)

第11条 公認キャラクターに掛かる経費等は全て所有団体が持つものとする。

(損害賠償)

第12条 イベント等で使用した際に、着ぐるみや関連グッズが原因で第三者に損害を与えた場合の責は、全て所有団体が負うものとする。

(報告義務)

第13条 年度当初に公認キャラクターとしてイベント等への参加計画書を提出するとともに、年度終了後に綾瀬市公認キャラクター活動実績報告書(第5号様式)を提出しなければならない。

(認定の取消)

第 1 4 条 市長は、公認キャラクター及び認定を受けた者が次のいずれかに該当するときは、認定委員会の審議を経て認定を取り消すことができる。

- (1)申請要件を欠くに至ったとき。
- (2)認定基準に適合しなくなったとき。
- (3)認定を受けた者が、虚偽の申請を行ったと判明したとき。
- (4)その他制度の運用に重大な支障を来す行為があったとき。

(認定の解消)

第 1 5 条 認定を受けた団体等がキャラクターの維持又は活動することが困難となったなど、何らかの理由で公認の必要性がなくなった場合は綾瀬市公認キャラクター辞退届(第 6 号様式)を提出しなければならない。

(その他)

第 1 6 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成 2 4 年 1 1 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 2 9 年 1 0 月 1 日から施行する。

綾瀬市公認キャラクター認定申請書

綾 瀬 市 長

申請者 団体名
代表者名 印
所在地
電話番号

次のとおり、綾瀬市公認キャラクターとして認定するよう申請します。

名称又は愛称	
対象の種類 (該当に を)	1 着ぐるみ(関連グッズ含む) 2 イラスト 3 その他()
団体の活動目的 又は 活動内容	
キャラクターの 作成目的 (既存の物は 作成経過)	
団体の構成人数	人
添付資料	1 団体の概要、活動について分かるもの 2 キャラクターの写真、イラストなど実態が把握できるもの 3 関連グッズ(作製している場合) 4 活動記録(既に活動している場合) 5 キャラクター管理規程(作成されている場合のみ)

第2号様式（第9条関係）

年 月 日

綾瀬市公認キャラクター認定審査結果通知書

様

綾 瀬 市 長

年 月 日付けで申請のあった、貴団体等が所有するキャラクターについて、認定審査結果を通知します。

認 定 ただし、公認キャラクター認定書受領後は、公認キャラクター順
守事項に従って、活動すること。

非認定 理由

第3号様式（第9条関係）

綾瀬市公認キャラクター認定書

（認定団体名） 様

貴団体が所有する、（キャラクター名）を綾瀬市公認キャラクター第 号として認定します。

年 月 日

綾瀬市長

印

綾瀬市公認キャラクター辞退届

綾 瀬 市 長

届出者 団体名
代表者
住 所
連絡先

次のとおり、綾瀬市公認キャラクターを辞退します。

名称又は愛称	
認定番号	第 号
認定年月日	年 月 日
辞退理由 (該当に を付けて下さい。)	1 団体活動を行う上で必要がなくなったため。 2 キャラクターの維持が困難となったため。 3 団体が解散するため。 4 その他 ()